

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する取扱要領

所得激減減免

根拠規定 神戸市介護保険条例第23条第3号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則

1 趣旨

この取扱要領は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則（令和2年6月規則第17号。以下「コロナ減免規則」という。）第2条の規定に基づき同規則第1条に該当する者の減額又は免除のどちらを行うかの基準、減額する場合におけるその金額、減額又は免除を行う期間その他の必要な事項について定めるものとする。

2 減免額の算定

- (1) コロナ減免規則第1条第1号に規定する者 免除
- (2) コロナ減免規則第1条第2号に規定する者 別表1で算出した割合に、別表2の区分に応じた割合を乗じた値（百分率の小数点第1位未満切り捨て）に、減免対象期間の保険料額を乗じた額

3 減免期間

コロナ減免規則第1条各号に該当する者の減免額の算定期間は、令和4年4月分から令和5年3月分までの保険料のうち、コロナ減免規則第1条各号の要件を満たし、保険料が賦課されている期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用す

る。

別表 1

世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる、コロナ減免規則第 1 条第 2 号アに該当する事業収入等に係る令和 3 年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額）を、世帯の主たる生計維持者の令和 3 年の合計所得金額で除した割合

別表 2

- (1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合 10分の10
- (2) (1) 以外の場合であって、世帯の主たる生計維持者の令和 3 年の合計所得金額が210万円以下であるとき 10分の10
- (3) (1) (2) 以外の場合 10分の8